

入札・契約心得

自衛隊高知地方協力本部

第1章 総 則

1 目 的

この心得は自衛隊高知地方協力本部において行う入札（見積）に参加する者及び契約を締結しようとする（した）者（以下「契約の相手方等」という。）が、契約締結の条件及び事務の手続等として理解し、遵守しなければならない事項について規定し、取引の適正かつ安全を期することを目的とします。

2 通 則

契約の相手方等は、入札（見積）及び契約に際して、この心得のほか「中部方面隊標準契約（請）書」の契約条項を十分承知して契約を締結し、これに関する権利の行使及び義務の履行を信義に従い誠実に行うものとします。

第2章 資 格

3 入札参加資格

当本部の入札に参加できる者は、原則として次の資格条件を備えた者に限定します。

- (1) 工事・物品購入等の資格審査を経て、有資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）で、本資格が有効期限内であること。
- (2) 工事の場合は、防衛省関係機関において審査承認を受けた者で、資格決定通知書（写）を提出した者
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙第1）について誓約する者。

4 登録手続の公示

入札に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項及び申請の時期並びに方法を公示します。

5 登録の有効期間

登録の有効期間は、当該資格決定のときから次期の定期審査に基づく資格決定の日までとし、資格決定通知書に有効期間が明記しています。

6 登録の変更届出

登録申請後に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに文書をもって届出をしなければなりません。

7 無資格者

無資格者に該当する事項は、登録手続の公示に記載します。

8 資格及び発注取消

次の各号に該当する事項があったと認められた者に対しては、競争参加の資格及び発注を取消すことがあります。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事又は製造等を粗雑にし又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約の相手方の契約履行を妨げた者
- (4) 監督・検査の実施にあたり職員の職務の遂行を妨げた者
- (5) 正当な理由が無くて契約の履行をしなかった者
- (7) 前各号の一つに該当する事実があつて処分を受け、2年を経過しない者及びこれを代理人・支配人・その他使用者として使用する者
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項による誓約に虚偽があつた者又は誓約に反する事態が生じた者

※前項に規定する場合のほか、当本部の入札・契約・その他について、不誠実若しくは好ましくない行為があつた者及びこれを代理人・支配人・その他使用者として使用する者についても前項に準ずるものとします。

第3章 契 約

9 一般競争契約の公告

一般競争入札を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載して、入札日の前日から起算して10日前までに公告します。ただし、緊急を要する場合は、その日を5日まで短縮することができます。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項

(6) その他必要な事項

公告の掲示は、当本部及び入札物件の性質上適当と思われる場所等（ホームページを含む）に掲示します。

10 指名競争契約の通知

指名競争入札を行う場合には、公告の場合に準じて公告する事項（(2)一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項を除く）を入札通知書又は電話等により通知します。

11 隨意契約

随意契約を行う場合は、見積書を提出して行うものとします。

12 説明会

説明会は、契約に関し仕様書・図面等の書面によることが困難な事項・誤解を生じやすい事項・公告又は通知の内容等を補足するために実施するものです。

説明会に参加されなかった方は、入札に参加する意思がないとみなされ入札への参加はできませんので注意してください。

また、説明会での説明事項を聞き漏らしたために損害を受けた場合は、契約者の負担となります。

13 入札保証金

入札保証金の納付を必要とする入札については、入札金額の100分の5以上の額を入札を行う前までに納付していただきます。

落札者が契約を締結しないときには、その入札保証金は国庫に帰属します。また、入札保証金が免除されている場合でも落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5以上の額を損害賠償として国庫に納付していただきます。

入札保証金については、現金又は銀行の振出し又は支払保証した小切手で納付していただきます。

14 入札（見積）者の一般的心得

入札に参加し、又は随意契約の商議に応ずるときは、契約担当職員の指示に従い、入札に参加する場合は、次にあげる事項を遵守していただきます。

- (1) 入札書は、あらかじめ届出た印鑑を使用する。

- (2) 代理人が入札に参加する場合には入札前に委任状を提出し確認を受ける。
- (3) 入札に際し再度の入札に備えて入札書は、必要数を準備し参加する。
- (4) 入札書には契約の目的物の名称・数量・単価・金額・納地・納期・住所・氏名等の必要事項を楷書で記載し登録印で押印し十分点検をする。
- (5) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。
- (6) 入札の日時に遅れたときは、入札に参加することはできない。ただし、遅れたことについてやむを得ない理由があると契約担当官が認めたときは、入札に参加することが認められる。
- (7) 入札保証金の納付を必要とする場合は、納付を証する保管金受領書等を入札に先立って提出する。
- (8) 銘柄・規格等が指定されているときは、用紙の備考欄等に必ず記入する。また、仕様書等において特に指定のない限り、新品による納入とする。
- (9) 同等品参加する場合は、指定する期日までに許可を受けること。許可を受けないで落札した場合は、仕様書とおりの納入とする。
- (10) 入札（見積）書には、「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約した旨を明らかにするため、「当社は、暴力団排除に関し入札心得に定める事項について誓約いたします。」等と余白に記載する。

15 無効入札

入札書の提出に際して次の各号一に該当するときは、その入札書は無効となります。

- (1) 入札が民法の規定により無効とされるもの
- (2) 有資格者でない者（競争参加の資格のない者、指名を受けていない者、第8項の資格及び発注取消に規定する失格者）のする入札。
- (3) 委任状を持参しない代理人が行った入札。
- (4) 入札保証金を認めない者、又は入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札。
- (5) 入札書に記名押印がないとき、名称・数量・金額等が不明のとき、入札金額が訂正されているとき。
- (6) 同一の入札において、一人が2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があったとき又は誓約に反する事態が生じたとき
- (8) その他入札に関する条件に違反したとき

16 開札

開札は公告に定められた入札場所において入札者立ち会いのうえ契約担当職員が行います。

17 落札者の決定方法

入札者のうち予定価格の制限内で最低（売扱の場合は最高）の入札金額により入札を行った者を落札者とします。この場合において落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上ある場合は直ちにくじ引きで落札者を決定します。ただし、くじを引かない者があるときは入札事務に關係のない職員がくじを引き落札者を決定します。

18 最低価格入札者を落札者としない場合

予定価格が1千万円を超える工事又は製造請負契約の場合において次の各号に該当するときは最低の入札金額であっても落札者としないことがあります。

- (1) 予定価格にくらべて入札金額が著しく低く適正な契約履行がなされないと認められるとき。
- (2) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不適正であると認められるとき。

19 再度入札

開札を実施しても予定価格の制限に達した者がないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。

20 契約の締結

落札等により契約の相手方が決定したときは、契約担当職員の指示により速やかに所定の書式により契約書（正本2部（契約担当官、契約の相手方各1部）、副本1部（契約担当官分））を作成し、契約担当官と契約の相手方により記名押印を実施する。また、記名押印をしたときをもって契約成立とします。また、契約締結に伴う費用は、契約の相手方の負担となります。

契約書については、契約担当官が作成の必要がないと認めたときは、作成を省略するときがあります。

21 請書の提出

契約書の作成を省略した場合で契約担当官が特に必要と認めたときは、契約担当職員の指示により請書を提出していただきます。また、請書に作成に伴う費用は、契約の相手方の負担となります。

22 契約書類の様式及び契約条項

契約書及び請書の様式並びに契約条項に関しては、特別の場合を除き標準契約（請）書の規定により作成してください。

23 債権・債務の譲渡

契約の相手方は契約担当官の書面による承認を得ないで契約によって生じる権利若しくは義務を第3者に譲渡し又は継承させることはできません。

24 契約保証金

公告等により契約保証金が免除されている場合を除き契約金額の100分の10以上の額を規定された時期までに納付してください。

契約の相手方が契約保証金の納付が規定されているにもかかわらず、規定された時期までに契約保証金を完納しないときは、契約は解除されます。

契約保証金は契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは国庫に帰属します。また、国の受ける損害額が契約保証金を上回る場合はその差額を更に徴収します。

25 契約履行期限の延期

契約の相手方は、履行期限までに、契約の全部又は一部の履行が困難となった場合は、契約履行延期（解除）承認願を契約担当官に提出してその承認を受けて下さい。ただし、履行延期の場合は遅滞料、解除の場合は違約金を納入していただきます。

26 遅滞料・違約金

契約書等の作成を省略した場合でも次の事項が適用されることとなります。

- (1) 約定期間内に契約の履行が行われず、審査の結果有償と認められたときは、遅滞部分の金額に対して遅滞日数1日につき、1,000分の1以上の遅滞料を納入していただきます。（遅滞料については、契約金額と相殺することもあります。）
- (2) 契約の完全履行が不能となり、契約の全部又は一部を解除する場合には、解除する部分に相当する金額の100分の10を違約金として納入していただきます。

27 発注・着工

契約の締結後に契約相手方は、契約担当官より発注書の交付を受ける。また、契約の相手方は、工事を着工するときは工事着工届を2部、検査官に提出してください。

28 納品又は引渡

- (1) 契約の相手方が物件を納品するときは、納品書（2部）を添付して検査官に納品してください。
- (2) 工事を竣工したときは、工事竣工届（2部）を検査官に提出してください。
- (3) 契約の相手方が売扱物件を引取るときは、受領書（2部）を提出してください。

29 所有権移転の時期

契約の目的物の所有権の移転の時期は、物品等の購入については受領検査に合格したとき、物品の売扱については当該物件の引渡が完了したときとします。

第4章 監督・検査

30 監督・検査

(1) 監督

工事又は製造その他の請負契約を締結した場合、その契約の性質・内容によって監督を行う場合があります。監督については監督官が、請負契約の履行中に立会し、工程の管理、材料・部品等の品質等について監督を行い必要な指示をします。また、必要がある場合は契約条項及び仕様書等に基づき契約の履行に必要な細部設計図・原寸図等を作成し、また、契約の相手方が作成した設計図・図面等の書類の審査・承認をします。

(2) 検査

ア 数量検査

数量が契約に定める数量どおりであるかを検査します。

イ 品質検査

形状、構造、性能、機能が契約において示されたとおりのものであるかを検査します。

ウ 包装検査

包装の材料、方法、形状、内容量、表示等が契約において示されたとおりのものであるかを検査します。

エ 役務検査

修理又は役務契約において役務等の提供の確認を検査します。

オ 竣工検査

工事が竣工したとき契約書・仕様書等に基づき工事が実施されたかを検査します。

31 不合格品の処置

納入された物品が検査の結果不合格となった場合は、直ちにその物品を引き取り、新たなものと交換し検査を受けてもらいます。また、これに要する費用については契約の相手方の負担となります。

検査不合格となった物品においても、契約担当官等が納入品が本来の使用には支障がないと判断した場合には、値引きしてその物品を受け取ることがあります。

32 検査官等の秘密漏洩防止

検査官等は検査等の結果知り得た契約の相手方の業務上の秘密については、必要最小限のその調達に關係のある職員以外には漏らしません。

33 資料の提供

契約の相手方は契約担当官から契約金額（入札（見積）金額を含む）の積算内訳等の提出を求められたときには、その質問に応じていただきます。

第5章 支 払

34 代金の請求

契約の相手方は契約の目的たる給付の完了後、支払請求書（正・副2部）を資金前渡官吏に提出し代金の請求を行ってください。

35 支 払

契約の相手方から提出された支払請求書が適法の請求であるときは契約書に工事については40日以内、その他の契約については30日以内と約定されている場合はその期間内、約定のない場合は15日以内に代金の支払がなされます。

また、契約の相手方は代金の支払いを受けたときは領収証書を提出してください。ただし、金融機関を指定し振込により代金の受領をした場合には領収証書の提出は不用です。この場合、支払請求書提出時に指定の金融機関名・口座番号を資金前渡官吏

に提出してください。

第6章 その他参考事項

36 使用印鑑

契約相手方等が契約行為に使用する印鑑は、登録した印鑑を常に使用し、紛失その他の理由により改印する場合は、改印届（2通）を契約担当官に提出してください。

37 契約及び契約履行上の疑義並びに連絡

契約及び契約履行上の疑義並びに連絡の必要を生じた場合は契約担当官に行ってください。

38 契約規律の確立

契約に関する調査・検査・依頼・その他公務のため当本部職員が参向した場合、湯茶以外の接待は行わないでください。

契約上の交渉は、原則として勤務時間内に、また、指定の場所にて契約担当官及び契約担当官の指名した職員と行ってください。

39 その他

契約に関し疑問点・質問のある方は当本部までご質問ください。

40 連絡先等

〒780-0061

高知県高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F

自衛隊高知地方協力本部 総務課 会計班

TEL 088-822-6128

FAX 088-822-6130

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約致します。